

第3回葉山町障害者福祉計画策定委員会議事録

日 時 令和5年9月11日(月)14時00分～16時00分
場 所 葉山町保育園・教育センター2階 研修室・会議室1
出席委員 種田綾乃、雨宮由美、有川雅裕、樫原絢子、萩原崇至、菊池一美、
柿本啓子、櫻井初江、中野徹、秋元孝誠、山崎永子、野村勇氣 (12名)
欠席委員 新井宏二、大熊成子、横溝由佳 (3名)
出席職員 福祉部 : 和嶋部長
福祉課 : 内田課長、秋山課長補佐、高貝主査、川島主事
子ども育成課 : 内藤課長、柏木課長補佐、今山主査
傍聴人 2名

会議次第

- 1 あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 葉山町障害者福祉計画 現行事業進捗洗い出しシートの修正について
 - (2) 葉山町障害者計画(案)について
 - (3) 葉山町障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について
- 3 その他

資 料 資料11 葉山町障害者福祉計画 現行事業進捗洗い出しシート(修正版)
資料12 葉山町障害者計画(案)
資料13 葉山町障害福祉計画・葉山町障害児福祉計画(案)

資料番号は第1回目資料からの連番です。

1 あいさつ

課長 定刻になりましたので、これより、令和5年度第3回葉山町障害者福祉計画策定委員会を開催させていただきます。本日はご多忙の中お集まりいただき、まことにありがとうございます。忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。本日の出席の委員は11名です。葉山町障害者福祉計画委員会規則第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席があり、会議が成立していることをご報告いたします。町の会議は、原則公開とされていますので、本会議については、録音をさせていただき、後日、議事録をまとめ、町ホームページで公開されますのでご了承ください。今回の資料とともに第2回目の議事録を送らせていただきました。修正等ありませんでしょうか。議事録については、ホームページに掲載し、公開することをご了承いただいておりますが、発言の中に個人を特定できるような内容がありました場合、そうした個人情報については削除または個人を特定できないような言い回しに直して、公表させていただきたいと考えております。そのため、ホームページ用に、委員の氏

名なし、個人情報なしの議事録を、別途作成しました。本日、机上に配布させていただいておりますので、お手数ですが、こちらも内容をご確認いただきまして、修正等ありましたら、9月20日(水)までに、事務局までご連絡をお願いいたします。ご確認後に、ホームページに掲載させていただきます。また、既に皆さまにお配りしております、氏名入りの議事録については、内容の振り返りのため発言された委員の氏名や内容もそのままとなっております。お手元の議事録については、委員のみの配布とさせていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

本会議の開催に先立ちまして、町ホームページで傍聴の希望者を募ったところ、希望者が2名いらっしゃいました。第1回目の説明のとおり、傍聴要領に基づき、委員長より傍聴の許可をお願いいたします。

委員長 事務局より報告がありましたとおり、傍聴の希望者がいらっしゃいますので、傍聴を許可することとします。傍聴される方お入りください。

(傍聴者2名入場)

傍聴される方におかれましては、お配りした注意事項を遵守していただきますよう、お願い申し上げます。

【資料確認】事務局に配布資料の確認

2 議 題

委員長 それでは議事に入ります。まず、今日の予定について、事務局から説明をしてください。

事務局 本日は、障害者計画案及び障害者及び障害児福祉計画案を中心に、その内容について、ご意見いただきたいと思っております。両方とも、まだ粗い案となっておりまして、今回ご意見いただき、また次回修正したものを検討いただくようになりますので、よろしく申し上げます。

(1) 葉山町障害者福祉計画 現行事業進捗洗い出しシートの修正について (資料 11)

委員長 では、議題(1)葉山町障害者福祉計画の現行事業洗いだしシートの修正について事務局より説明をお願いします。

事務局 資料 11、こちらは、前回の会議でご意見をいただいた現行事業進捗洗い出しシートの修正版になります。前回いただいたご意見の中でこの書き方はどうだろうかというご意見をいただき、直しますとお答えした2箇所について修正をしております。

4頁事業 No.25、「訪問系サービス」問題点と課題と今後の取り組み欄の文章を直しております。現状欄に前回は、「安定してサービスを提供しています」と記載しましたが、サービスの利用に至るまで調整が必要だったり、ヘルパー不足という場合もあるというご意見をいただいたので、現状として「利用者が必要とする時間数を考慮しサービスを提供していきます」とし、問題点課題を近年、利用者が増えたことやへ

ルパー不足により希望どおりの利用がむずかしくなっています」としています。今後の取り組みも「今後も継続して事業を実施していくとともに」と文章を直しました。

6頁事業 No.42「障害者虐待防止の取り組みの強化」特に問題点と課題の欄が子どもの内容に偏った書き方でしたので、全体的な内容に変えております。虐待が起きてしまった際には、迅速な対応が必要ですが、起きないことが一番ですので、虐待防止の課題としては「虐待に至るまでの要因は様々ですが」から三行くらい「障害によって自ら声をあげることは～」などに直しております。今後の取り組み欄は、「引き続き関連機関と連携して対応します」と修正してあります。説明は以上です。

委員長

修正点ということでただいま、事務局より説明がありましたが、これについてご意見やご質問ありましたらお願いします。この修正で大丈夫そうでしょうか。大丈夫でしたらこの形で確認されたこととして説明させていただきます。

(2) 葉山町障害者計画(案)について (資料 12)

委員長

続きまして、本日のメインになりますが、(2)葉山町障害者計画案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料 12、この資料は、現行計画案とは変更がわかるように見え消しとなっております。全体的なことになりますが、第 1 回目にご承認いただいたとおり、障害者計画については、基本理念、基本目標等は変更せず内容に現時点のものに修正するという方針で見直しをしています。構成としては、問題と課題、その目標に向けて実施する事業の事業概要、取り組みの方向となっております。今回の見直しにあたって課題や今後の取り組みの記載が事業概要欄に含まれていたり、少し内容がかぶる部分が現行の計画にあるので、全体として整理しております。課題は現状と課題欄に、事業内容は、あくまで事業の説明とし、「取り組みの方向欄」に今後の取り組みを記載しています。例えば、11 頁(5)「民生委員・児童委員との交流」この事業概要の下二行を削除してあります。「障害のある人にとっては～」は事業内容ではないので、事業の意義を説明するような文章は削り、あくまでも事業の内容のみとしています。次に、言葉の使い方ですが、この計画の中に「障害の有無に関わらず」という言葉が何回か出てきております。障害のありなしという記載もあったことから、文言の使い方を「障害の有無」に統一しております。また、「アンケート調査では」という文言もありますが、この記述については、今回はアンケート調査を実施していないので、「令和 2 年度のアンケート調査では」として、いつアンケートを行なったかがわかるように統一しました。では、事業ごとに修正した箇所について説明していきます。

【基本目標1】

9頁、「ノーマライゼーション」という言葉は削除しました。ノーマライゼーションは非常に大きな理念であって、社会全体で目指すべき姿だと思うのですが、見直しの中でこの葉山町の計画の一つの項目に入れるには大きすぎるという意見があり、もう少し身近なところから理解を進めていくという意味で「障害理解」という言葉に変えています。

14 頁上段、現状と課題欄、手話通訳については、令和5年度よりタブレットを用いた遠隔手話の体制を整えているので、その記載を追加してあります。また、来年度から

要約筆記者の派遣を行う予定であるので、「要約筆記者の派遣を行います」と修正しております。一番下の、「さらに」以降に、昨年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法」についての記載も追加してあります。

16、17頁「バリアフリー・ヨット大会事業」、「愛の作品展の開催」の記載を削除しています。この2つだけ個別の事業として入っていて、他とのバランスを考えた時に、バリアフリー・ヨット大会については、従来から町の主催ではなく開催の支援をしている大会なので、1の「障害者スポーツの振興」に障害者スポーツ大会の参加支援に含めても良いのではと考えて削除しています。また、愛の作品展についても同様に、次の「障害者団体の各種行事の支援・交流の場の支援」に含まれるため削除しています。実際、愛の作品展は、コロナ禍で令和2年度以降、開催ができておらず、今後どうするかは検討中ですが、最近、自立支援協議会でも関心のなかった人たちにも関心を持ってもらえるように単独で何かをするのではなく、他の集まりに参加してチラシを配布したらどうかの話し合いがされています。愛の作品展のような文化活動も個別に行うのではなく、例えば町の文化祭の一つとして参加するなどよりいろいろな人に見てもらえるような方法を考えているところです。

20頁「見える、つながる～葉山福祉情報サイト～とは」の説明を入れてあります。もう少し体裁を整えたいと思いますが、自立支援協議会で検討してできたサイトなのでコラム的に詳しく説明を入れてあります。

30頁、31頁、「町立の葉山はばたき」は、昨年9月末で廃止となり町内の事業所は全て民間事業所となったため関連する項目の修正や削除をしています。また、ここ数年で事業所も増えたので最近の状況に内容を修正しております。

34頁(2)「送迎サービスの運営事業」は、社会福祉協議会で実施していた送迎サービスは、現在、送迎サービスではなく車輛の貸し出しに代わっているため、事業名を「外出支援サービス事業」にしております。

【基本目標4】

42頁 現状と課題「障害児保育(統合保育)の充実」は、現在は、町立の保育園のみならず、公立の幼稚園、保育園で障害のあるお子さんを園児として受け入れていただいているので、インクルーシブを推進していくという内容を書いております。

43頁「特別支援教育の推進」では、インクルーシブ教育と昨年からの設置が始まっているリソースルームのことも記載しております。そして、「介助員」という文言は、「支援員」に変えてあります。

45頁「放課後対策等の充実」について、児童館等で受け入れる際の課題ということで、「支援員のケアが行き届かない」という書き方をしております。放課後等デイサービスの利用についても、「学校・家庭・支援者が児童の生活を総合的に考えていきましょう」という記載に修正しております。

47頁 4-4「発達障害のある子どもへの支援体制の充実」は、現状と課題の1から4のところ、全体を通して発達障害のお子さんであっても医療的ケア児のお子さんであっても、それぞれが成長する段階で支援者が交代していくので、「それぞれの支援者が連携してそのお子さんに対する一貫した支援が引き継がれるように」と記載しました。

【基本目標5】

49頁 (1)「バリアフリーの推進」では、「町が設置する公園遊具のインクルーシブ化に努めます」と記載しております。

50頁 5-2 「緊急時・災害時の安全の確保の推進」では、「避難行動要支援者登録の提出」、「避難行動要支援者個別避難計画」についての記載をしてあります。また、防災読本の配布を町内でしているのも、その周知の記載をしてあります。

委員長

ありがとうございます。かなり盛りだくさんの部分ですが、委員の皆様がご自身で関わられている部分やご意見・ご質問等がありますでしょうか。

(質疑応答)

委員

「障害の有無にかかわらず」の文言に関連して、障害者差別解消法が元になっているWHOが採択しているICFの中では、ここにいらっしゃる方は全員把握しれおられると思いますが、社会モデルと人権モデルを採用している。それで、言い回し的に医学モデルを指しているのではという言い方が多くあり、例えば、「障害や障害のある人」という文言が文章内に指摘できないほどたくさん出てくるが、この書き方だと「障害のある人」は医学モデルになるが、もし社会モデルを指すのであれば、それを明記しないと分かりづらい。「障害や障害のある人」というのを「社会的障壁や心身の機能障害」に分けるべき。社会の側の障壁への言及が少ないと感じます。一応、そこに日本は立脚して、内閣府も社会モデル、人権モデルをしっかりと明記していないと全部医学モデルに受け取られる懸念があります。例えば、3頁の緑色の2番目の「障害のある人の社会参加」のところも「さまざまな生活上の障壁を取り除いて、障害の有無ではなく全ての人の意思決定の支援、主体的な選択が尊重され、自分らしく自立して生活していくことができるまち」みたいな、その下の四角で囲ってある部分も「障害のある人もない人も」となると、医学モデルになるので、「障害の有無」ではなく「社会モデル、人権モデルに基づき」等の言いの方が、より社会モデルを取り入れている要素が入ってくる感じがします。特定の知的障害者向けのサービスや聴覚障害者向けのサービスならそれで良いが、共に生きる部分は、社会モデルをしっかりと全面に打ち出すべきだと思います。

例えば、4頁、基本目標1でも、ここにも「障害や障害のある人」がありますが、これも社会的障壁、心身の機能障害に分けた方が良いと思いました。

7頁「インクルーシブ教育」についても、これも「障害のある人とない人が共に学びます」と書いてありますが、インクルーシブ教育を調べて元となるのが1994年サラマンカ宣言で日本も批准しているのですが、そこには、「障害のある人ない人」の分け方は一切しておらず、「特別な教育的ニーズ」と書いてある。「特別な教育的ニーズ」は何かというと、障害はこの中に入ってきますが、それだけではなく病気、不登校、貧困、人種、宗教等が入ってくるので、インクルーシブ教育は、そこを全部一緒にという形なので、「障害のある人ない人」と限定してしまうと非常に間違った解釈をされてしまう懸念を抱きました。この文章全体の言い回し的なものをもう少し社会的モデルをしっかりと「社会的な障壁を取り除く」ということも言った方が良いと思いました。

委員長

とても重要なお指摘ありがとうございます。特に理念として描かれている部分やそれぞれの項目や目標となるような部分の書き方のところで「障害のある人」と多々書か

委員

れているので、委員会としては見直す方向で良いでしょうか。それに対してのご意見やそれ以外のこともお気づきのところがあればこの時間で共有できればと思います。今の委員の話に関連して、この福祉計画ができた頃、施策が処置だった頃にできたものをまだ引きずっているところがあり、その辺もこれから少しずつここで改正していかなくてはいけないと思います。それを私もとても気にしていたのですが、気持ちよく削除されているので、それは良かったと思っています。例えば、以前問題になった障害のある方の運動会や愛の作品展等を愛の押し売りをしているような措置の頃のもの未だに残っているのはどうかと思っていたのですが、それは削除されていて小気味よい感じがしました。これから新しくどうしたら良いかはこれから皆で作りに上げることだと思っています。

委員長

委員の方、それぞれの立場でお話いただきたい。いかがでしょうか。

委員

47頁(2)「児童発達支援事業」のところ、事業概要で「未就学」と謳っていますが、取組で「放課後等デイサービス、就学等」就学してから放課後等デイサービスなのですが、「就学などの次のライフステージ」、これは未就学を謳っているのか児童全体を謳っているのかわからないと思いました。ただ、ここの児童発達支援事業の扱いを児童全体なのか未就学なのかをはっきりさせた方がよいと思いました。

48 頁 「一貫した相談支援体制」のところ、上で「医療的ケアが必要な乳幼児・児童」と言っていますが、この児童は未就学だけでなく全ての児童を含むのなら、下の取り組みの方向のところ、「療育や保育園・幼稚園」に学校が含まれるのではないか。未就学なのか児童全体なのかは分かりにくかったので、その統一をしていただければと思いました。

委員長

ありがとうございます。47～48の部分に関して、対象範囲をわかりやすく統一していくというご意見をいただきました。事務局で少し修正お願いします。

委員

委員の理念的なお話、とても賛同します。委員が言われたような過去の「障害のある人となない人がいる」という前提ではっきり分けてしまう考え、医学モデルと社会的モデルの違い、そのような古いというか、障害に対する認識の間違いを私もこれを読んでいて感じる事がありました。今日、申し上げたいことが何箇所かあります。葉山町で取り組んでいる施策について法制度の元でこれを作って精一杯してくださっていますが、そのようなことを私は感じながら細かいことですが、今ある法制度の中で、何かもう少し工夫していただくことがあるのではないかという視点からこの計画について話をさせていただきます。

最初は、基本目標1 11 頁「福祉教育の充実」(6)取り組みの方向「今後は福祉教育に関するカリキュラム編成の工夫を行い、児童生徒向けの体験学習等の学習機会に加え大人を対象に～」とあるが、「今後は福祉教育のカリキュラムの編成の工夫を行う」は、どの文にかかるのか。大人を対象にしたカリキュラムを編成するのか、それともカリキュラムというからには、学校で児童生徒向けの体験学習にかかるのならわかるのですが。それは言い回しの問題でわかりにくかったところです。私が申し上げたいのは、現行の計画 56 頁も全く同じ表現で書かれています。この間コロナがあったので実施されたかは別として、2年前にもカリキュラムの編成の工夫を行ったのでしょうか。また、今回同じように書いてありますが、どのようにカリキュラムの編成の

工夫をされるのか骨子だけでも伺えればと思います。

委員長 こちらの福祉教育の充実の部分について、カリキュラムの編成について、この3年間の動きなど説明いただけますか。

事務局 先ほどの資料11 6番目にこの事業の振り返りがあります。ある程度の成果が上がったと事業の方は評価をしており、「小学校中学校高校を対象に実施」「コロナの影響で2年度から4年度はできなかった」と書いてあります。今後の取り組みとしては、「継続的に現状維持の実施を予定」と書いてあり、大人向けの講座については、「総合的な学習に参加協力してくれる障害当事者を探していく」と書いてあります。こちら学校教育課と社会福祉協議会の方で回答をいただいております。コロナ禍ではできなかったが今後も継続してやっていく予定です。カリキュラムの工夫も継続的にしていくということで、敢えて計画の文章は変更しないで記述しています。

委員 葉山町社会福祉協議会として補足しますと、まず、福祉活動の体験学習ですが、この3年間コロナ禍もあり、中学生高校生が施設に行ってみ学や体験はできませんでしたが、この7月 8 月は無事開催することが4年ぶりにでき、予定通り体験学習を開催させていただきました。福祉教育のカリキュラムの件は、一昨年から一色小学校、長柄小学校の先生方と総合的な時間を活用して、目の見えない盲導犬を活用されている方や車椅子生活をされている方、白い杖を活用している方を小学校にお連れして、目が見えなくても挑戦する生活を報告、盲導犬と触れ合う学習をさせていただいております。昨年度からは、長柄小学校の先生と一緒に教育プログラムから考えて実施しています。今年度も上山口の校長先生とも一緒にやっという話をしており、少しずつですが、深く地域の小学校や中学校の福祉教育を進めさせていただいております。

委員長 今のお話だと、カリキュラムの編成のところは、現時点で児童生徒向けの体験学習について進められているということで、大人やもっと幅広い対象者のところはこれからという部分になるのでしょうか。

事務局 委員のご指摘のとおり、大人の福祉教育と子ども向けの教育がごっちゃになって書かれており、私達もこのままで良いか悩んだところですが、少しわかりにくいというご意見なので、少し手を入れて書いていきたいと思っております。

委員長 こちらの部分の表現も修正するという事。

委員 二つ目の質問は、13 頁「ボランティア活動のコーディネート」について、(3)小地域福祉活動の推進、事業概要に「町内の小地域福祉活動は現在4区域であり、そのうち2地区で見守りや個別支援の活動が実施されています」とあり、この2地区で行われている個別支援というのは具体的にはどのようなものなのでしょうか。

委員 実際に2地区というのは、一色地区と堀内地区で行われており、個別支援とは、各家庭に入って家庭の援助をさせていただいております。具体的には家事援助や草むしりなど、各家庭の中の個人のニーズに応じてその地域の方達が出向いて行ってお手伝いをさせていただくというサービスです。

委員長 こちらは個別支援という表現のままで大丈夫ですか。何かもう少し具体的などころがあった方がより分かりやすいようでしたら修正もしていただけるかと思っております。

委員 三つ目、基本目標2、18頁「相談支援体制の充実」のところ、現状と課題の下から5

行目、「相談支援事業所及び相談支援員が不足しており、相談支援事業所の確保が課題になっています」とあり、これが課題になっているということは知っているが、精神障害は自分で外に出かけたり声を上げたりできません。確かに相談支援事業所や相談支援専門員がたとえ増えたとしてもその専門員の方がアウトリーチしていただかないと相談ができません。なんとか訪問の形で相談していただける体制が精神の家族にとって願うところ。前回、委員からお話を伺って説明を受け、事業報酬の関係で難しいと言われたように思います。なんとか訪問相談をしていただける方向にならないものか。その可能性はどうでしょうか。現在、或いは3年後、難しい課題が絡んでいるとは思いますが、訪問して相談支援していただくことをとても必要としています。

委員長 事業所や専門員の数というより、訪問相談支援が必要とされているというお話ですが、葉山町の状況として、そのような部分でできそうなところなど情報はありますか。

委員 今年度から私はグループホームの担当ですが、これ迄、相談支援をやっていたので少し話をさせていただきます。私どもに関しては、知的・身体・発達障害・精神障害のある方も担当させていただいていましたので、訪問型の相談はクライアントさんの生活の場面で話を伺うということなので、相談の基本としていました。相談支援事業所を構えているので、相談に来てくださいという姿勢だけでなく、実際に訪問して話を伺うことは多々やってきました。ただ一方で、社会的、人的に人との交流を遮断して生活をされている方に関しては、ご本人に会うまで何年もかかってしまったりしています。その方を担当しているけど未だに本人に会えていないケースもあることは事実であります。また、サービスの方では訪問型の方で自立生活訓練というサービスに関しては、訪問して訓練を行う、訪問して共に活動を行うサービスも加えさせていただければと思います。

委員 おそらく委員が言われているのは、我々、相談機関は一般相談と計画相談をやっていて、比較的福祉サービスを使う方の計画相談は事業所に伺ったり来ていただいて相談を作るのですが、一般相談で、まだ福祉サービスを使うかどうかわからない方の相談はほぼ自宅に伺うことがあります。そのようにみられないのはやり方が悪いのかと思うが、ほぼほぼ私の勤務は皆訪問に行っている。こちらの動きと委員が訪問を受けていないという印象があるのときちんと話を擦り合わせていかなくてははいけないと思っています。基本的には、訪問はやっています。

委員 制度上できるという意味ですか。

委員 できます。一般相談として葉山町から委託されている範囲でやっているのですがお声がけください。

委員 訪問相談のところで、何か困りごとを伺うだけでなく人との関係性づくりから表ではなくご自宅で環境を築いた方が築きやすい方もいらっしゃるの、訪問はクライアントさんの生活場面でお話をするので、本人にとって緊張やストレスが少ないという印象を持っております。私の何年も前のケースをお話しすると社会的に断絶しているので会ってくれと親から相談があり親とだけ話すのが半年、本人に会うのに半年以上かかりました。親には当人から「あいつは帰ったか」と興味を大分示してきたと聞き、「次いつ来るよ」と話をしていたら、少し顔を出すようになりました。親の困りは、引き

こもってどこにもいかないからどうかしてくれという話だったのですが、私の方で本人は何が好きか聞いたところ、アニメやゲームが好きだということなので、それをとっかかりに話をしたら、何か深夜にやっている人気のアニメが大好きだということなので、私も名前を聞いていたので「それってどのような話なの」と聞いたら説明が難しいので次会う時にビデオが出ているので1巻から3巻まで見てきてくださいと言われて、見て「質問があるのですが」と言ったら「質問を受け付けます」というので、「これって何」「あれって何」とアニメに出てくる用語を質問すると答えてくれるという関係ができ、それが1年位続いて、親御さんは、相談員も本人の世界に取り込まれているのかと心配されていましたが、そのような中、本人が「おもてで会いたい」という話をしてきて、そんなこんなをしているうちに「ちょっとお金が欲しい」という話になり「働きたい」という話になり福祉的就労から今はみなとみらいの企業で勤めています。なので、お困りに対して即応してだけでなく、本人と関係を築いていく、本人の居場所にこちらが赴く、場所だけでなく興味関心に関しても赴くということが、委託の相談として支援センター凧とポートさんが行っているところであるので、是非ともそのようなケースがあるということを皆さんも知っていただいて相談事業所にどこにも繋がらないで困っている相談をお寄せいただければと思います。

委員

計画相談をする方は目的がはっきりしているから問題ないだろうし、計画の中に十分盛り込まれていると思います。今、委員の補足で一般相談は、相談支援事業の中で可能なことを私は知らず事業所に出向いて一般的な相談、関係づくりや外に出られないけどどうしたら良いか等、生活上の困りごとを相談するのは事業所にいかないとダメだと思っていました。それは、相談専門員さんが足りなく忙しくしている姿を間近にみていて無理なお願いだと思っていました。でも制度上利用できるのなら大いに利用させていただきたいと思います。はっきりしました。ありがとうございました。

委員長

この場で町の中でのことも含めて情報が共有でき次の支援につながるようなところできたかと思います。ありがとうございます。その他、障害者計画の部分で何かありますか。

委員

インクルーシブ教育について触れていただきました。障害のある人ない人と2分化されているところに私も違和感を感じていました。7行目の障害のある人にとってはコミュニケーションスキル、ない人にとっては障害のある人への態度、それぞれの立場に分けて書いているのはわかりやすいが、そこがある、ないで分けてあるところが確かに今はグラデーションなのではと思っていますので、そのの文言であったり、後は、インクルーシブ教育でまとめられているところが多いと感じました。43頁、私は特別支援学級の担当をしていますが、現状と課題の令和2年度に行なったアンケート(下から四行目)、「障害のある子どもと障害のない子どもが幼い頃から地域の中で共に学び育つことが大切だ」とあり、これはすごく大切なことだと思いますが、同じ場で学ぶことがイメージ教育というのがイメージとしては持ちやすいところではあるのですが、個別最適化、個に応じた学習が常に必要だと思っており、このインクルーシブ教育システムも当然大切だと思うのですが、それだけにとらわれない子に応じた学習を我々は意識して特別支援担当者会議等で今、共有しているところです。

(2)「特別支援学級の設置」事業概要3行目、「支援員を配置し障害に応じた支援を

充実」というより、障害に応じたというのは、個に応じたというか子どもに応じた、生徒の実態に応じたという書き方が、我々の行っている状況に即していると思いました。また、その下の取り組みの方向も「介助員の確保」は「支援員の確保」に訂正をお願いします。

委員長 インクルーシブ教育の表現、この図自体も変えた方が良くもありません。また、インクルーシブ教育のところで、個に応じた学習の部分を考えながらも大切なポイントだと思います。

委員 委員のご質問で、印をつけているのを思い出しました。最初の質問に関連して、資料11 6番目「福祉教育の充実」福祉教育に関してカリキュラムを組まれているが、精神障害に対しての項目があまり感じられない。精神障害に対する理解がどのように進んでいるのかカリキュラムの中でいつも疑問に思っております。大変デリケートで難しい問題だとは思いますが、今の時代、精神障害に対して早いうちから理解を深めていただくことが大変重要なことだと思うので是非、そこを加えていただくと嬉しいと思います。

委員長 現時点では、精神障害について福祉教育の部分は、なかなか扱われていないという現状ということでしょうか。であれば今後の課題ということだと思います。その他のご意見をお持ちの委員の方はいらっしゃいますでしょうか。それではこの障害者計画案については、今いただいたご意見を踏まえて次回また修正していただいたものを見ていただきます。

(3) 葉山町障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について(資料13)

委員長 では、次第(3)障害者福祉計画・障害児福祉計画案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料13 この資料は平成27年から令和4年のサービス利用実績から令和6年度から8年度の見込み量を算出しております。令和5年度の実績値については、4月から6月の平均値から出した推計値のため参考程度に見てください。サービスによっては今までは実績がないけれど今年度から増えているものもあり、そのようなサービスについては、過去の実績は考慮せずに今後の見込み量を入れております。では、増減の大きいところと新しく追加したところを説明いたします。

【障害者のサービス】

4頁 2「重度訪問介護」昨年から利用時間が増えているサービスです。今後も利用時間数が増えることが見込まれているので、過去の実績ではなく現在の利用状況から今後の見込み量を算出しています。

7頁 「短期入所」国の基本方針で今回から利用者数のうち強度行動障害や高次機能障害などを有するもの、医療ケアを必要とするもの等の重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定することが望ましいとされましたので、見込み量の欄に括弧書きで(うち重度行動障害)のような欄を作っています。該当する方が何人いてどのくらい利用されるかの数字がまだ拾えていないため、この数字は次回にお示しする予定です。この括弧の書き方は、同様に8頁と9頁の「生活介護」「共同生活援助」も括弧書きが今回から追加になっております。同じように今回は全部空欄にな

っております。

11頁「就労選択支援」令和6年4月施行で始まるのは3年以内という新しいサービスになります。当然実績は空欄になるのですが、見込み量を検討中ですが、見込み量の設定の考え方には、「特別支援学校等の卒業生数を見込み量とします」としていますが、学校でも進路指導もしていただいているので、このサービスをご利用する対象とは違うのではと思っており、委員の皆様で情報をお持ちの皆様やご意見ある方がいらっしゃいましたら伺いたいと思います。

15頁「居宅系サービス」(1)施設入所 見込み量について、令和6年度が14、7年度が13、8年度が13となっていますが、6～8年度全て10人に訂正をお願いします。ここは、現在施設に入所している方が10人であるので、新規での入所はここ数年なく、国の指針でも施設から地域生活へ移行することを推進しておりますので、増える見込みはないところになりますので現状の10人のままとします。

20頁「成年後見制度利用支援事業」こちらは地域生活支援事業の必須事業の一つで、今まで実績がなくて掲載していなかったのですが、令和3年度に1件、5年度1件の実績があるので、新しく追加しております。事業の内容としては、成年後見をつけた方で、生活保護世帯、またはそれに準ずる世帯の方に対して、成年後見人に対する報酬を助成するものになります。まだ空欄となっていますが、今年の対象者を考慮して見込み量を次回にお示しします。

20頁「意思疎通支援事業」来年より要約筆記者の派遣を行いますので追加しています。

【障害児のサービス】

26頁「障害児通所事業」

「1児童発達支援」町の現状と実績は、たんぼぼ教室と民間の児童発達支援を合わせた利用数になります。コロナ禍の影響で直近3年間は減少傾向でしたが、令和4年度から増加となっています。見込み量は一人当たり利用日数の見込みが4.8日としまして、人数はほぼ今年並みにしております。

「2放課後等デイサービス」は、町の現状と実績については、ここ数年利用がとても増加している旨を記載しております。見込み量は、平成27年度からの利用率の推移を用いて今後の見込み量を出しております。利用人数は毎年確実に増加しており、一人当たりの利用日数は、今年度よりも増えて高止まりになるのではと推測しております。町の事業所は「結」1箇所のみですが、近隣市に放課後等デイサービスが増えているので利用したいけれど利用できる事業所がないとなる可能性は低いと考えております。

「3障害児相談支援」表を二つに分けており、上の表については、利用者数が増えてきたので、これまでは年単位で書いていたのですが、月単位で書くようにしました。こちらも増加と見込んでおります。

「4居宅訪問型児童発達支援」鎌倉三浦半島領域では、この事業を行なっている事業所は引き続きない現状です。申請がない状況で、見込み量は今後も0を見込んでおります。

「5保育所等訪問支援」令和4年度は3月に実績がなく0人になっていますが、3月以

外には利用している児童が実際にいる状況ですが、今後、増えていくと見込んでおります。

「6医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネータの配置」現在、地域では1人直営で配置しているので今後も1人と見込んであります。

委員長 　　ただいま、事務局より説明ありましたサービスの見込み量について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

(質疑応答)

委員 　　以前、子ども・子育て会議の委員だった時に、学童にかなり困難を抱えたお子さんがいると悲鳴をあげておられた方がいらっしゃいました。その学童に在籍する困難を抱えたお子さんに対する支援体制はどのようになっているのか伺いたいと思います。

事務局 　　前の資料12のところで苦しみながら説明をしたところなのですが、障害者計画の放課後対策の充実42頁に書いてありますが、実際のところ、児童館に行きたい特性のあるお子さんがおり、指導員の数が少ないので、なかなか他のお子さんと安全に遊ぶのが難しい時があります。年度はじめに学童で登録する方と一般来館で来る方もいるので、幸いなことに児童館は子ども育成課の所管なので、指導員の先生方とわたしたちと連絡を取り合って状況を見てソーシャルスキルワークが必要と思われるお子さんについては、相談をして放課後等デイサービスや見送などの利用も勧めていっている状況です。児童館の中でできる工夫はしますが、そのお子さんが児童館の中で間違えた学習、その子が児童館に来ることによって良い結果が出ない場合には、お迎えに早めにきてもらうこともあるし、今の流れとしては、障害サービスの併用をご案内して、利用した後も経過を一緒に見ていく流れになっています。ただ、親御さんとお子さんと指導員と我々がかかなり密に話さなくては進まない事柄なので、この後課長にマイクを回しますが、昨今、難しい作業なっております。

課長 　　先ほどの話のとおり、町内の学童は、公立の児童館が4館、民間の学童6箇所の計10箇所あります。私どもは、児童館と学童保育の所管ということで、児童館で預かっているお子さんの中にも、特別な配慮が必要とされるお子さんが少しずつ増えてきている状況があります。こういったお子さんをどうしたら良いか、児童館の指導員、子ども育成課の保健師、相談機関の皆さんと連携をとって、まずはお子さんが児童館に来館され、他害行為などがあると心配な部分があり、そのような場合には、放課後等デイサービスなどの福祉的な配慮が必要なお子さんなのではと保護者に勧める必要が出てきます。相互に連絡体制の関係を密に持ってそのお子さんにとってどのような対処をするのが一番良いのか考え、個々に応じた相談機関や放課後等デイサービスを紹介させていただき、児童館の一般来館のみならず事業所を活用いただいて、保護者の方にまずお子さんの状況を理解いただいて、私どもでお手伝いできる部分については一緒に考えていく体制をとっている状況です。

委員長 　　現状について説明がありました。

委員 　　是非、そのところを進めていただきたいと思います。特に学童には困難を抱えた少数派の子がいるという前提で運営していただければ、恐らく他害行為というのは

本来のものではなく二次的なものなので、何らかの生きづらさから出てしまうものなので、早期発見というのもありましたが、早めに網をかけていく体制をとっていただきたいと思います。

委員長 学童、児童館のところで町の状況を共有することができました。ありがとうございます。

委員 先ほど新設されましたという11頁「就労選択支援」の見込み量設定の考え方について、私もまだ不勉強でして、進路の担当ともう少し詰めさせていただいた形で担うのですが、特別支援学校の他にも就労移行支援に進まれる方の中で、このサービスを利用される方もいると思うので、表記の仕方は特別支援学校等の「等」の部分に含まれる形で良いのかと思いますが、その算出の仕方など情報等詰めさせていただき、持ち帰り次回お話しさせていただきたい。

委員 細かい情報は持っていませんが、見込み量については学校が主体ではないと思っています。広く就労移行 A 型 B 型が書いてあるので、全ての方にチャンスがありますという解釈にとっていたので、学校側は逆に進路担当でしっかり先を見て対応していただいているので、国の文章を読んでも学校は出てきていない気がします。もう少し調べてから回答したいが、個人的な見解では学校外という印象、インクルーシブ高校は、特別支援学校のように卒業生をしっかり見ていく体制はないので、逆にここにインクルーシブ高校が該当してきて良いかと考えています。

委員長 新しい制度の部分については、今いただいた内容も含めてそれぞれの委員の方で情報をお持ちでしたら次回の委員会の時にこの場で共有させていただければと思います。

委員 6頁「行動援護」利用人数が1人と出ていますが、例えば、町内の現状で、行動援護に該当する方で行動援護従事者が不足しているので移動支援でサービスを賄っている方もいるのでしょうか。

事務局 現在は、支給決定している人は1人いるが実際利用されている方はいない状況です。なので、見込みだけ1人入れている状況です。

委員 コロナ禍で利用を控えていたけど支給決定はしているが利用の希望はないということですか。

事務局 そうですね。今後に備えていつでも使えるように支給決定はしているのですが、実際、今はご本人の利用の希望は出ておらず利用はされていない状況です。

委員 もう一つ、移動支援のところで、前回ヘルパーさんが不足している事業所というところで、見込み量が増えている数字があります。23 頁、時間数の見込み量が増えている事業所がかかわらない状況で、ヘルパー不足、事業所不足というところは前回の会議の中でもわかったのですが、逆にヘルパーを雇用するための支援や事業所に対する支援は町自体にあるのでしょうか。

事務局 ヘルパー不足に対応する支援は、今のところない状況ですが、外出のサービスはコロナ禍でガクッと利用が落ち、今徐々に増えてきている状況ですが、それでもコロナ前に比べると少ない状況です。ヘルパー不足の話もありますが、以前よりまだ少ない状況で、ヘルパーさんを増やすという支援にまでは至っていない状況です。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長
委員

なかなか現状として難しい部分もあるとのこと。

23頁「8地域活動支援センター事業」私の法人で地域活動支援センターを運営しています。町の現状と実績のところに「支援センターは、町外の人も登録利用できます」と書き切っておりますが、実は現状としては、例えば、隣の市、その隣の隣の市などでは、利用したいと思っても利用できないようになっています。ただ葉山はその隣の隣の隣の市の方達を快く受け入れてくれています。その点、私はずっと前から各市町村できちんと受け入れの共有をして、葉山のポートに合わない方が他のところも利用できたり、逆にポートが良いから他市から来る方はどんどん受け入れていきます。現在90名程度登録されている中、そのうち他市の方が十数名います。この割合が増えていくと葉山町が委託事業としてやっているものなので、少し良くないという気もします。その辺を他市とすり合わせをして相互に利用できるかもしくは、せめて交通費を出してくれるとかというような話し合いをしていただきたいと思います。と思っています。

委員長

そのような状況ということで課題の部分になるかと思えます。この場で皆さんから出された内容を踏まえて、また次回、案を検討することになります。何か他にお気づきの点などありますか。それでは、今、いただいたご意見を踏まえて修正や数字が入っていない部分もありましたので、次回また検討していくということでお願い致します。この部分はこの委員会では重要な検討事項となっておりますので、引き続き検討できればと思います。本日の議事は終了しました。貴重なご意見ありがとうございました。事務局に戻します。

3 その他

課長

ありがとうございました。それでは、最後にその他として、皆さまからの情報提供等ありますでしょうか。

次回の日程は、10月30日午前10時からを予定しております。次回の内容は、本日の意見を踏まえた計画案の修正と成果目標の案をお示しする予定です。また、その次の5回目の会議は11月下旬を予定しております。統計資料や参考資料等も合わせた最終案を決定する予定です。本日は、長時間ありがとうございました。

終 了